



函館市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第5項の規定に基づき、企業局を対象として、随時監査（工事監査）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年2月8日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松

函館市監査委員 吉 田 崇 伸

函館市監査委員 阿 部 善



平成27年度 随時監査（工事監査）結果報告書

1 監査の対象

工事名 赤川高区浄水場水力発電所整備工事
工事担当部局 企業局
予算主管部局 企業局
契約担当部局 企業局

2 監査の期間

平成27年11月9日から平成28年1月25日まで

3 監査の方法

平成27年度において施工中の上記監査対象工事の設計・積算・契約・施工・工事監理等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の検査および現場調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、工事技術面の調査については、公益社団法人大阪技術振興協会へ委託し、平成27年11月9日・10日に実地調査を行った。

4 監査の結果

本件随時監査の結果は、以下のとおりである。

工事概要

工事場所 函館市赤川町443番地

工事内容 水力発電所整備工事

鉄筋コンクリート造1棟（幅16.1m×長さ13.9m
×高さ10.4m）、その他1式

所内配管工事

水道用ダクティル鋳鉄管1式（口径600mm～350mm）、
その他1式

場内配管工事

水道用ダクティル鋳鉄管1式（口径700mm～200mm）、
バタフライ弁1式、水道用ソフトシール仕切弁1
式、その他1式

原水流入弁整備工事

バタフライ弁 1 式，水道用ソフトシール仕切弁 1 式，水道用ダクタイル鑄鉄管 1 式（口径500mm～350mm），その他 1 式

請負金額 190,080,000円

請負業者 近藤建設・平谷建設赤川高区浄水場水力発電所整備
工事共同企業体

工 期 平成27年5月22日から平成28年3月25日まで

(1) 設計

設計においては，共通仕様書が整備されているか，特記仕様書の必要事項は記載されているか，設計図面および明細書は的確に作成されているか，内容に不一致はないかなどについて，実施設計書，設計仕様書等を調査した結果，適正に執行されていた。

(2) 積算

積算においては，設計書，設計図等を基に歩掛，単価，数量，金額は適正か，また，その算出根拠は明確かなどについて調査した結果，適正に執行されていた。

(3) 契約

契約においては，入札および契約締結などについて，入札関係書，契約書，支出負担行為伺書等の関係書類に基づき調査した結果，各種提出書類および各決裁書類などは，適切に処理，整理されており，適正に執行されていた。

(4) 施工

施工においては，工事施工計画は適切か，各種承諾図書，工事記録，写真等の請負人提出書類は完備しているかなどについて調査した結果，適正に執行されていた。

(5) 工事監理

工事監理においては，直営により実施されており，工事監理に必要な図書類を調査した結果，適正に執行されていた。